

現代会計時評

駒澤大学教授 石川 純治

「金融・開示・取引法」優位の現代会計

—経済・会計・法の総体的視点—

第13回

現代会計の変容—総体的視点

第11回「現代会計の変容をどう見る」(2009年11月2日号)では、変容のいくつかの視点を示したが、今回は現代会計を「金融・開示・取引法」優位の会計として総体的に捉えることで、その現代的特性と問題性を明らかにしてみたい。

まず、変容の総体的視点を経済・会計・法の3つの観点から示せば、次のようになる。

- ①経済の視点：金融>実物
- ②会計の視点：開示>計算
- ③法の視点：取引法>組織法

記号>の左側の金融・開示・取引法をひとくりにX、右側の実物・計算・組織法をYとすれば、現代の会計が総体としてX優位(X>Y)の会計となる。これが全体を見る視点である。

①の金融>実物は、金融経済を中心にした現代の資本主義経済のあり方(アングロサクソン流儀の金融資本主義)を示している。この点は、第11回での「IFRSの世界浸透と英米基準の基礎」において指摘した通りである。重要なことは、それが②と③で示される変容の基礎にあるという点である。

開示と計算—変容問題を解く鍵

今日の企業会計の変容を読み解く1つの鍵は、端的に言って「開示」と「計算」との関係にある。今日の企業会計では経済的実態や財務リスクの「開示」(ディスクロージャー)がとりわけ重視さ

れるが、重要なことはこのことと今日の時価会計とが繋がっているという点である。そのことは、今日の時価会計が第一義的にバランスシートに出てきている点に見られる。第11回では、今日の時価会計の特徴が「ストックの時価会計」であると指摘した点もそこにかかっている。

例えばリスク開示と会計認識とのかかわりは、端的には投資家の要請→経済的実態・リスクの開示→会計認識・測定、という規定関係で示される。従来は「開示」よりも「計算」(資本利益計算)の観点から、つまり費用・収益の損益認識(フロー)の観点から資産・負債(ストック)の会計認識がなされてきたが、今日その会計認識を規定する側に変容が起きている。

この点は、「企業会計原則」の修正過程をみるとわかる。すなわち、その過程は「実現」と「発生」の内容拡大、つまりそこではあくまで収益および費用(フロー)の認識が基礎にあり、資産・負債(ストック)の認識拡大もそこから出てくる。しかし、今日の情報開示志向のもとでは、資産および負債それ自体の認識拡大という議論になってきている。端的に言って、会計認識の起点、つまりその拠って立つところを異にしているわけである。

ここで少なくとも言えることは、①今日の会計認識に実態・リスク開示の見地が出てきてい

ること、②その見地ではストックの認識・測定が先行されること、③したがって従来の会計配分の論理とは逆転した会計認識の論議になること、さらには④それが結果的な損益計算という計算のあり方に結びつくことである^①。この4点を指摘するだけでも、「企業会計原則」での基本的な考え方とは異質なものであることがわかる。

問題はこの2つの会計認識のあり方を、会計理論としてどう再構成しうるかであり、その「全体」の構成のあり方が問われる。

取引法と組織法—取引法会計の現代的課題

法分野では会社法(組織法)と金融商品取引法との関係(交錯)をどう捉えるか、公開会社法の制度化ともかかわって重要な論点になっているが、取引法会計(取引=証券の売買)ともいえる現代会計がそれと密接にかかわる。ここでは、より基礎に遡ることで、取引法会計の今日的課題を浮き彫りにしてみたい。

取引法会計が証券市場を中核に据えた投資家のための会計であり、金融商品取引法と一体的関係にあるといえ、いわゆる利害調整会計はむしろ組織法たる会社法と密接にかかわる。

利害調整会計がエクイティ・アカウンティングといわれるように、そこでは(コモンローに対する)エクイティの概念が重要になる^②。とりわけその基礎に依存の関係、信認の関係、それゆえに忠実義務・良心・公正があるといえ、取引法会計の基礎には対等な自由契約と自己責任、そしてフェア(fair, 市場)がある。

取引法：投資判断、フェア(fair, 市場)
組織法：信認関係、忠実義務・良心・公正

ここでまた別の観点、すなわち「会社=モノ」の会計に対する「会社=ひと」の会計という観点からすれば^③、前者では「会社=モノ」ゆえに投資判断のための会計、あるいはM&Aのための会計が重視されるが、後者では「会社=ひと」ゆえに信認義務のための会計が重要な課題となる。とりわけ、現代の市民社会とも接合しうる信認義務会計の構想は、信認関係に基礎づけられた会計と市民とのリンクという点で重要な視点といえる(後述)^④。

ここで重要な点は、証券の売買(投資決定)での会計の役割と、信認関係における会計の役割の本質的相違、すなわち投資判断のための「有用性」(情報・予測)と信認義務に不可欠の「倫理性」(良心・公正)との相違である。

市民社会と現代会計—融合への道

以上の観点にたつと、例えば連結決算や包括利益を個別(単体)にも適用するか、といった「連単問題」も、冒頭のXとYに根ざした会計のあり方の基本相違と密接にかかわり、それゆえにそれぞれの基礎に立ちかえった議論が一層重要になる。さらには、投資判断会計とエクイティ会計をどう融合しうるかという、より大きな枠組みや構想が求められる。それはYに対するX優位($X > Y$)の会計から、XとYの融合($X \cup Y$)の会計への方向ともいえる。

こうして、現代の会計が市民社会や公共性としてどう接合しうるか、というより大きな課題を設定すると、「金融・開示・取引法」優位の会計という現代的特性を明らかにすることの意義もみえてくる。そして、それは言うまでもなく会計のみならず、経済と法の今日的課題といえる。

① より詳しくは、拙著『変貌する現代会計』(日本評論社、2008年)付論5「企業価値と現代の会計」参照。

② コモンローとエクイティおよび信認については、拙稿「日本版概念フレームワークの立脚点」(駒澤大学経済学論集)2006年3月)参照。

③ 詳しくは、前掲拙著『変貌する現代会計』エピソード「会社とは何か」と会計参照。

④ この点に関しては、拙稿「書評：今福愛志『企業統治の会計学』」(本誌2010年3月15号)参照。